

2015年9月14日

ピクスタ株式会社

代表取締役社長 古俣 大介

問合せ先： 管理部 03-5774-2692

URL：<https://pixta.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

### I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

#### 1. 基本的な考え方等

当社サービスにおける購入者、クリエイター、また株主や投資家の皆様等を含めたすべてのステークホルダーの利益を重視し、企業価値を最大化させるために、コーポレート・ガバナンスの確立は重要な経営課題であると認識しております。

#### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

#### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
古俣 大介	587,200	29.27
Globis Fund III, L.P.	409,520	20.41
SocialEntrepreneur 投資事業有限責任組合	330,000	16.45
遠藤 健治	172,400	8.59
GaiaX Global Marketing & Ventures Pte. Ltd.	160,000	7.97
Globis Fund III (B), L.P.	115,080	5.74
佐伯 和俊	72,000	3.59
内田 浩太郎	48,000	2.39
関西インキュベーション投資事業有限責任組合	35,000	1.74
古俣 範雄	22,000	1.10

支配株主名	—
-------	---

親会社名	—
------	---

親会社の上場取引所	—
-----------	---

補足説明

—

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	12月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	代表取締役社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
上田 祐司	他の会社の出身者							○				

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上田 祐司	○	社外取締役上田祐司は、当社の株主である GaiaX Global Marketing & Ventures Pte. Ltd.（持株数 160,000 株）の取締役及びその親会社である株式会社ガイアックスの取締役・代表執行役を務めております。株式会社ガイアックスと当社の間には、当社の運営する「PIXTA」における購入者としての取引がありますが、第三者と同様の取引条件であることや取引の規模に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。なお、社外取締役個人が当社と直接利害関係を有するものではありません。	同氏は、長年における事業会社での業務執行役としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社の経営に対する様々な助言及び意見が期待されることから、社外取締役として選任致しました。 また、当社と同氏が関係する会社との間には左記のような取引関係はありますが、取引の内容及び規模に照らし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立した立場で経営を監視・監督いただけるものとして、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査担当者及び会計監査人は定期的に意見交換等を行っており、三者間で情報を共有することで連携を図っております。また、監査役は、内部監査担当者より定期的に内部監査実施状況及び結果について報告を受ける体制をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大野 聡子	公認会計士													
古賀 良三	他の会社の出身者													
松本 拓生	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

1.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大野 聡子	○	該当事項はありません。	同氏は公認会計士としての上場会社の監査経験を通じ、企業財務や内部統制等に関する豊富な知見を有しており、当社の監査体制の強化を担えるものと判断し、社外監査役として選任しております。 また、当社と同氏の間には人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はございません。 したがって一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
古賀 良三	○	該当事項はありません。	同氏は、長年にわたる金融機関での豊富な職務経験と、他の会社の取締役、監査役等を歴任した経験を有しております。異業種で培われた視点から客観的な経営監視が可能であると判断し、社外監査役として選任しております。 また、当社と同氏の間には人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はございません。

			したがって一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
松本 拓生	○	該当事項はありません。	同氏は、弁護士としての企業法務に関する豊富な知見を有しており、他の会社の取締役、監査役等を歴任した経験を有しております。そのため、当社の監査体制の強化を担えるものと判断し、社外監査役として選任しております。 また、当社と同氏の間には人的関係、資金的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はございません。 したがって一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者をすべて独立役員に指定しております。
--------------------------------

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

取締役（社外取締役を除く。）への報酬については、業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、当社の企業価値・株主価値を向上させることを目的として、就任時期または在籍時期や期間、今後の事業成長への貢献度などを勘案して定めた数のストックオプションを付与しております。
--

ストックオプションの付与対象者	取締役、従業員
-----------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役及び従業員に対して、業績向上に対する貢献意欲や士気を高め、企業価値の向上を図るべくストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役並びに社外役員の報酬は、それぞれ総額にて開示をしております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役会での審議のもと、決定は代表取締役社長に一任しております。

監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況等を考慮して、監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートは、管理部で行っております。

取締役会の資料は、原則として管理部から事前配布し、社外取締役及び社外監査役が十分な検討をする時間を確保しております。社外取締役に対しては、重要会議の議事・結果を適宜報告するような体制を構築し、社外監査役に対しては、常勤監査役から監査役監査・会計監査・内部監査間の情報共有を促進しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1.コーポレート・ガバナンス体制の概要

(a) 取締役及び取締役会

当社の取締役会は、取締役5名により構成されております。取締役会では、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行っており、毎月1回の定時取締役会を開催する他、迅速かつ適切な意思決定を行うため、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

また、取締役会にはすべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

(b) 監査役及び監査役会

当社は、監査役会制度を採用しており、毎月1回の監査役会を開催しております。当社の監査役会は、監査役3名（内、常勤社外監査役1名）により構成されております。監査役会では、監査役監査基準に基づき、取締役会に出席し必要に応じて意見を述べるほか、当社の経営に関する監視及び取締役の業務執行に関する適法性について監査を行っております。

各監査役は、毎事業年度において策定される監査役監査計画で定められた業務分担に従って監査を行い、原則として月1回開催される監査役会において情報共有を図っております。また、監査役は、内部監査担当者より定期的に内部監査実施状況及び結果について報告を受ける体制をとっております。

#### (c) 経営会議

経営会議は、代表取締役社長、取締役、常勤監査役及び部門長で構成され、原則として週1回開催しております。経営会議は、取締役会への付議事項についての事前討議、取締役会の決議事項以外の重要な事項についての審議・決議を行い、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図っております。

#### (d) 内部監査

当社は独立した内部監査部門は設けておりませんが、代表取締役社長直轄の内部監査担当者4名が、内部監査規程及び年間の内部監査計画に基づき、自己の所属する部署を除く全部署に対して業務執行の妥当性やコンプライアンスの遵守状況等について監査を実施し、代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。代表取締役社長は、監査結果に基づき被監査部署に対して改善を指示し、内部監査担当者を通じてその改善状況をモニタリングすることにより、監査の実効性を確保しております。

#### (e) 会計監査人

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。当社と同監査法人又は当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別の利害関係はありません。なお、監査継続年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 公認会計士 百井 俊次

指定有限責任社員 公認会計士 矢部 直哉

監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士 5名、その他 8名

## 2. 監査役の機能強化に関する取組状況

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」において、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項、取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制についての方針を定め、当該方針に基づき監査役の機能が強化されるような体制を構築しております。

また、監査役会は監査役3名のうち全員が社外監査役であり、それぞれの知見に基づき、多面的に取締役の業務執行を監督しております。常勤社外監査役大野聡子は、公認会計士としての豊富な経験と、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、社外監査役古賀良三は、銀行業界における長期の



職務経験と、他の会社の取締役、監査役等を歴任した経歴を有しており、さらに社外監査役松本拓生は、弁護士としての豊富な経験と、法律に関する相当程度の知見を有しております。

3.責任限定契約

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としています。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、適正な業務執行及び監査に対応した体制とするため、社外監査役を選任し、監査役会を設置しております。社外取締役及び社外監査役の独立性に関する具体的な基準は定めていないものの、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を勘案した上で、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に資する者を選任することとしております。

社外取締役は、他社の取締役を兼任しており、コーポレート・ガバナンスに関する豊富な知見に基づき、議決権を有する取締役会の一員として審議及び決議に参加することで、取締役会としての監督機能向上に努めております。

また、監査役会は監査役 3 名のうち全員が社外監査役であり、それぞれの知見に基づき、多面的に取締役の業務執行を監督しております。さらに社外監査役による取締役会での発言は、経営の透明性、客観性及び適正性の確保に貢献しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、決算業務の早期化を図り、招集通知の早期発送に取り組んでおります。また、株主総会及び議決権行使の円滑化を促進するため、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる旨を定款に定めております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、12 月決算のため、株主総会の開催は集中日とは異なる日となっております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無

個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を開催し、代表取締役社長が事業の状況や業績、経営方針などについて説明することを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	四半期の決算発表日に合わせてアナリストや機関投資家向けの説明会を実施し、代表取締役社長が事業の状況や業績、経営方針などについて説明することを検討しております。	あり
IR 資料をホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、適時開示資料、各種説明会資料などを当社ホームページの IR サイトに掲載する予定です。	
IR に関する部署(担当者)の設置	コーポレート本部経営企画室にて IR を担当する予定です。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・投資家の皆様を始めとするステークホルダーの立場を尊重し、「金融商品取引法」を始めとする適時開示に係る法令・規則等を順守し、適時・適切に企業情報を公平に開示していく方針です。

## IV. 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<p>当社は業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システムに関する基本方針」を定めており、当該方針に基づき内部統制システムを運用しております。その概要は以下のとおりです。</p> <p>1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当社は、「取締役会規程」、「経営会議規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた職務権限及び業務分掌に基づいて業務を執行する。</li> <li>内部監査規程に基づき、代表取締役直轄の内部監査担当を置き、各部門の業務執行の状況等について監査役会と連携して監査を実施し、その評価を代表取締役に報告する。</li> <li>各本部長及び部長は、本部又は部固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令順守体制の整備及び推進に努める。</li> <li>法令違反その他法令上疑義のある行為等については、外部弁護士等を相談先とする内部通報制度を構築し、「内部通報規程」に従って適切に対応する。</li> </ul> <p>2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p>
---

- ・ 取締役の職務の施行に係る記録文書、その他重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」等に基づき、適切に保管・管理する。
  - ・ 必要に応じ、取締役及び監査役はこれらの文書等を閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 取締役会は「リスク管理規程」を定め、会社において発生する可能性のあるリスクを予め識別し、識別したリスクに対処するための体制を整備し、定期的に見直すものとする。
  - ・ リスク情報等については、経営会議、取締役会等を通じて各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに関しては、それぞれの担当部署にて必要に応じて研修の実施、マニュアルの整備等を行うものとし、組織横断的なリスクの監視及び全社的な対応は管理部が行うものとする。
  - ・ 不測の事態が発生した場合には、代表取締役指揮下の対策チームを設置し、必要に応じて弁護士等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
  - ・ 内部監査担当は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役に報告し、取締役会において適宜リスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 取締役会は月に1回、又は必要に応じて随時に開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案し、実行する。
  - ・ 経営会議は週に1回、又は必要に応じて随時に開催し、取締役会で決定された経営方針に基づいて代表取締役が業務を執行するにあたり、業務に関する重要事項を協議する。
  - ・ 取締役は代表取締役の指示のもと、取締役会決議等に基づき自己の職務を執行する。また、適宜会社経営に関する情報を相互に交換、あるいは協議し、必要に応じて取締役会に対し、経営政策、経営戦略等を進言するものとする。
  - ・ 各部門においては「職務権限規程」「業務分掌規程」に基づき権限の移譲を受け、責任の明確化を図ることで迅速性及び効率性を確保する。
5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 監査役は監査役の職務を補助する使用人を定め、当該使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人は、その指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
  - ・ 監査役を補助する使用人の人事異動は、監査役の承認を事前に得るものとする。
6. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・ 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。
- ・ 取締役及び使用人が監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- ・ 監査役に報告を行った取締役及び従業員は、当該報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないものとする。

7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役は、内部監査担当と連携を図り、情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
- ・ 会計監査業務については監査法人に会計監査の説明を受ける等必要な連携を図り、監査役監査の実効性を確保する。
- ・ 監査役は、法律上の判断を必要とする場合には、随時弁護士等より専門的な立場からの助言を受けるものとする。
- ・ 監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合は、すみやかに当該費用の支払いを行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本方針

当社は、「コンプライアンス管理規程」において、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶することを宣言しております。

2. 整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

① 社内規程の整備状況

当社は、上記宣言のもと、反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力対策規程」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。

② 対応統括部署及び不当要求防止責任者

当社は、反社会的勢力への対応統括部署を管理部と定めております。

また、反社会的勢力による不当要求、組織的暴力及び犯罪行為に対しては、マニュアルを整備し、直ちに対応統括部署に報告・相談する体制を整備しております。

③ 反社会的勢力排除の対応方法

i) 新規取引先・株主・役職員について

取引の開始時には、契約書審査時に各種利用規約及び契約書等において「反社会的勢力との関係がないこと」の保証や「関係をもった場合」の暴力団排除条項を明記されていることを確

認しております。

あわせて、事前に個人の場合は個人名を、企業の場合は会社名・代表者名等を確認するとともに、インターネット上で反社会的勢力の兆候を示すキーワード検索を実施し、反社会的勢力との関わりの有無について確認をしております。

また、役員を招聘する場合も事前に過去関与した企業・現在の兼務先等を日経テレコン等で調査し反社会的勢力との関わりの有無について確認しております。

ii) 既取引先等について

継続取引先についても1年に1回、一定の範囲を対象として、個人名、企業名、代表者名について、日経テレコン及びインターネットのキーワード検索等により反社会的勢力との関わりの有無について確認をしております。

iii) 既取引先等が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合

速やかに取引関係等を解消する体制をとっております。

④ 外部の専門機関との連携状況

当社では、日常の情報収集や緊急時対応のため、弁護士等との連携体制を構築しております。また、不当要求防止責任者を選任し、管轄の警察署内暴力団追放センターへ届出を行い、連携体制を構築しております。

⑤ 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、対応統括部書に反社会的勢力に関する情報を集約し、情報の収集・管理を一元化しております。

⑥ 研修活動の実施状況

当社は、定期的に役員及び全社員に対してコンプライアンス研修を実施し、反社会的勢力排除に向けた体制整備を図っております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

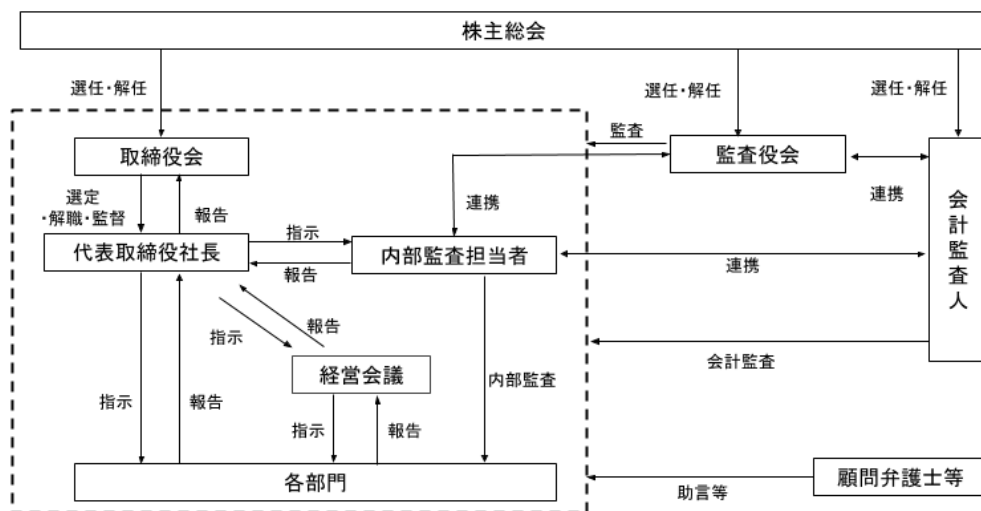
該当項目に関する補足説明

当社では、買収防衛策を導入しておりません。また、現時点においてその導入予定もありません。
--

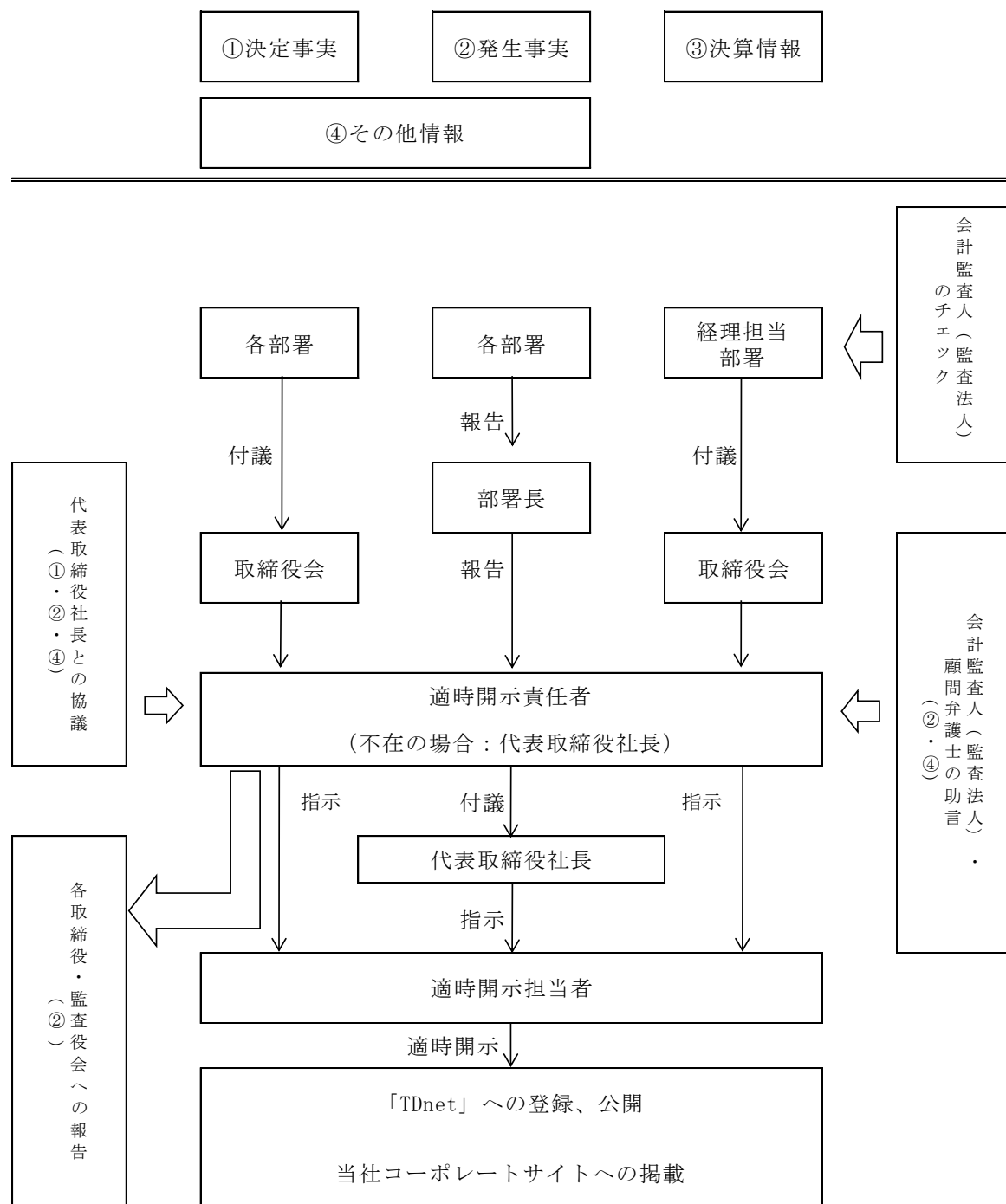
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

—
---

【模式図（参考資料）】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上